

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第70期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

・事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 1～5頁

会社の支配に関する基本方針 5頁

・連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 6頁

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記 . . . 7～21頁

・個別計算書類

株主資本等変動計算書 22頁

重要な会計方針及びその他の注記 23～28頁

株式会社富士ピー・エス

上記事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.fujips.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改訂 2019年3月29日）

【社訓・経営基本方針】

（社訓）

1. 我々は福祉国家建設の一翼を担って社会に奉仕しよう
1. 我々は技術を究め創意をこらし自己の責任を完遂しよう
1. 我々は和信協同し企業の繁栄と共に幸福を創り出そう

（経営基本方針）

「技術の研鑽と創意に努め、安全と安心の企業ブランドのもと、社会資本整備を通して国家建設に貢献するとともに、利益追求と社会的責任の調和を実現する。」

当社は、創業時の経営理念を社訓とし、上記の経営基本方針のもと、内部統制委員会の活動を通じて、適正な業務執行のための体制を整備し、以下の内部統制システムの構築を進めております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスを経営の基本方針とする社内規程（コンプライアンス規程）を制定し、グループ全役職員へ周知徹底させる。
- ロ. 会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の普及・啓発など、継続的にコンプライアンスを推進する体制を整備し、維持・改善する。（コンプライアンス委員会規程）
- ハ. グループ全役職員に対し、コンプライアンスマニュアルの配布や継続的な研修を行い、コンプライアンスの意識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ニ. 経営企画室長をコンプライアンス担当役員と定め、独立した機関による内部監査の実施や社員による相互監視を強化し、全役職員での監視体制を確立する。
- ホ. グループ全役職員が利用できるコンプライアンスに関する問い合わせ、相談、通報の窓口として、社内及び社外に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、予防、早期発見、早期解決できる体制を充実させる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会等の重要な会議における意思決定に関する情報や各取締役が職務権限規程に基づいてなした決裁に関する情報など、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。）に適正に記録し、法令、定款及び社内規程（文書取扱規程）等に基づき、適切に保存、管理する。
- ロ. 文書取扱規程に基づき、各文書の主管部署に文書取扱責任者を定め、規定された保存年限の間保管するとともに、常時、閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社及び子会社がそれぞれ定める社内規程（リスク管理規程）に基づき、様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を進める。
- ロ. リスク管理に関しては、事前に、事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが発生した場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとる。
また、リスクが発生した場合は、経営トップへ迅速・確実に情報を伝達し、会社を挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定するなど、組織的なリスク管理を行う。
- ハ. 大規模災害発生時の事業活動の継続を図るため、災害時の事業継続計画を策定し、役職員に周知する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の下に社長が議長を務める経営会議を設置し、この経営会議において、取締役会の議事を充実させるための事前協議を行い、また、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行及び施策の具体的実施などについて審議し、意思決定を行う体制を採っている。
- ロ. 執行役員制度を導入し、「経営上の意思決定・監督機能」と「職務執行機能」を分離することで、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図る。
- ハ. 取締役会が定めた経営方針に基づき当社の各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、PDCA（計画、実行、検証、改善）サイクルによる目標管理を実践することで当社グループ全体の経営目標達成を図る体制を維持する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 社内規程（関係会社管理規程）に基づき、子会社等の重要事項に対する当社の事前承認、及び子会社等から当社に対する月次決算や業務に関する定期的な報告などにより、適切なグループの経営管理を実施しており、これを継続していく。
- ロ. 当社の監査役による監査や、内部監査部門である考査室の監査、また当社子会社監査役との定期的な協議を行うなど、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。
- ハ. 反社会的勢力に対しては取引を含めた一切の関係を遮断する。また、不当要求に対しては全社組織を挙げて対応し、警察や弁護士を始めとする外部専門機関と密接に連携する。
- 二. 「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より要求があった場合には、専門性を有する補助職員を配置する。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項により補助職員を置く場合は、当該補助職員の任命、異動等、人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。また、当該補助職員は監査役から業務遂行に必要な命令を受けた場合、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役は、取締役会や経営会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ロ. 監査役が取締役及び社員に対してその担当業務に関して報告や調査を求めた場合、取締役及び社員は迅速かつ的確に対応する。
- ハ. 社内の重要書類やリスク情報、内部監査の監査結果報告などについては、随時、監査役に報告を行う。
- 二. 子会社における重大な法令違反や著しい損害を及ぼすおそれのある重大な事象については、当社経営企画室への報告を義務付け、報告された内容は、経営企画室が監査役に報告する。また、当社の監査役は定期的な子会社監査を通じて、子会社の取締役、監査役及び使用人から直接報告を受け、情報収集を行う。

⑨ **前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、社内規程（コンプライアンス規程）に基づき、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対し不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ **監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査にかかる諸費用は、監査役会からの年度予算申請に基づき予算措置を行い、緊急又は臨時に支出した諸費用については、当該監査役の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。

⑪ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査の実施にあたっては、監査役は内部監査部門と調整を行い、必要に応じて、内部監査部門と連携し協同して監査を行う。
- ロ. 法務、コンプライアンス、リスク管理の担当部署は、監査役が業務を行うにあたり、これを補助し、協力する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① **コンプライアンスの推進**

当社は、経営理念及び経営基本方針に定めた企業活動を実践するため、グループ全役職員が遵守すべき行動指針を定めたコンプライアンス・マニュアルを策定し、年1回周知徹底を図るとともに、行動指針に関わるコンプライアンス研修を実施しております。

また、当社ではグループ全役職員が利用できるコンプライアンス相談窓口を社内及び社外に設置し、利用促進の呼びかけメールを配信するなど、問題の早期発見に取り組んでおります。

② **リスク管理**

当社及び子会社が定めるリスク管理規程に基づき、会社が抱えるさまざまなリスクに対して予防策を講じ発生を未然に防ぐとともに、万一発生した場合は、その損害を最小限に止めるための組織的なリスク管理を行っております。

また、事業継続に重大な影響を及ぼす大規模災害等不測の事態に備え、事業継続計画を策定し、大規模災害を想定した避難訓練、安否確認訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保

当社は、経営上の意思決定・監督機能と職務執行機能を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

また、取締役会が定めた経営方針に基づき、各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、業務執行取締役、執行役員並びに子会社の代表取締役による審査会を四半期毎に開催しております。この審査会において、業務遂行計画の進捗状況を確認・検証のうえ、必要な対策を講じております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、子会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査部門である考査室による子会社の業務監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

また、当社の経営会議は、子会社から月次決算や業務に関する定期的な報告を受け、適切にグループの経営管理を実施しております。

⑤ 監査役の監査の実効性の確保

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席しております。

また、代表取締役との意見交換及び社外取締役との連携を行うとともに、会計監査人、内部監査部門である考査室と定期的に情報交換を実施し、監査の実効性の確保を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しておりますが、現状の株式分布状況を鑑み、買収防衛策の導入はいたしておりません。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,379	1,748	5,542	△364	9,305
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△214		△214
親会社株主に帰属する当期純利益			775		775
自己株式の取得				△83	△83
自己株式の処分		22		71	93
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	22	561	△11	571
当連結会計年度末残高	2,379	1,770	6,103	△376	9,877

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	退 職 給 付 累 計	利 益 累 計 額	
当連結会計年度期首残高	8	△53	△44	9,260
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△214
親会社株主に帰属する当期純利益				775
自己株式の取得				△83
自己株式の処分				93
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△3	1	△1	△1
当連結会計年度変動額合計	△3	1	△1	569
当連結会計年度末残高	5	△52	△46	9,830

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

<p>1 連結の範囲に関する事項</p>	<p>連結子会社の数及び名称 連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 駿河技建株式会社 当連結会計年度において、駿河技建株式会社の株式を取得し連結子会社としたため、同社を連結の範囲に含めております。</p> <p>非連結子会社の名称等 非連結子会社の名称 株式会社ピーエフ・ディー Myanmar Fuji P.S Construction Company Limited (連結の範囲から除いた理由) 非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。</p>
<p>2 持分法の適用に関する事項</p>	<p>持分法適用会社はありません。</p> <p>持分法非適用会社の名称等 持分法非適用の非連結子会社の名称 株式会社ピーエフ・ディー Myanmar Fuji P.S Construction Company Limited (持分法を適用していない理由) 持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。</p>
<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項</p>	<p>連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。</p>
<p>4 会計方針に関する事項 (1) 資産の評価基準及び評価方法 イ 有価証券</p>	<p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法</p>

<p>□ 棚卸資産</p>	<p>製品……………移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>未成工事支出金…個別法による原価法</p> <p>材料貯蔵品……………移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p>				
<p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>有形固定資産（リース資産を除く）…主として定率法 主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="650 423 1179 483"> <tr> <td>建物・構築物</td> <td>7～50年</td> </tr> <tr> <td>機械、運搬具及び工具器具備品</td> <td>2～12年</td> </tr> </table> <p>無形固定資産（リース資産を除く）…定額法</p> <p>リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p>	建物・構築物	7～50年	機械、運搬具及び工具器具備品	2～12年
建物・構築物	7～50年				
機械、運搬具及び工具器具備品	2～12年				
<p>(3) 引当金の計上基準</p>	<p>(イ) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(ロ) 完成工事補償引当金 完成工事等に係る瑕疵担保等責任に備えるため、過去の実績に基づく将来の補償見込額を計上しております。</p> <p>(ハ) 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込相当額を個別に見積もり、同額を引当計上しております。</p> <p>(ニ) 株式給付引当金 株式交付規程に基づく、当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。</p>				

<p>(4) 退職給付に係る会計処理の方法</p> <p>(5) 収益及び費用の計上基準</p>	<p>退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。</p> <p>なお、年金資産の額が退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。</p> <p>約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結計算書類【収益認識に関する注記】に記載のとおりであります。</p>
<p>5 のれんの償却に関する事項</p>	<p>のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。</p>

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準によって収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。この結果、従来の方と比較して、当連結会計年度の売上高は45百万円、売上原価は39百万円それぞれ増加しておりますが、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び利益剰余金に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(一定の期間にわたり収益を認識する方法における進捗度の見積り)

当連結会計年度における売上高のうち、一定の期間にわたり収益を認識する方法により計上した売上高は25,290百万円であります。

当社及び連結子会社において土木事業及び建築事業における請負工事契約に基づく履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

履行義務の完了までに発生が見込まれる見積原価については、工事の進捗等により変更が生じる可能性があることから、その見積りを継続的に見直しております。見積原価には不確実性があるため、当社及び連結子会社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(のれんの評価)

当連結会計年度の連結貸借対照表に計上したのれんの金額は468百万円であります。

企業結合により取得したのれんは、連結子会社の今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と連結子会社の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

連結子会社の株式取得時に利用した当初の事業計画には、将来の事業環境の予測が含まれており、見積りの不確実性があります。事業環境等に变化があった場合、当社及び連結子会社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

- | | |
|---------------------------------------|-----------|
| 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| 担保に供している資産 | |
| 建物・構築物 | 1,291百万円 |
| 土地 | 3,433百万円 |
| 計 | 4,724百万円 |
| 担保に係る債務 | |
| 短期借入金 | 3,026百万円 |
| 長期借入金 | 1,804百万円 |
| 計 | 4,830百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,038百万円 |
| 3. 受取手形・完成工事未収入金等のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 | |
| 受取手形 | 1,266百万円 |
| 完成工事未収入金等 | 3,263百万円 |
| 4. 受取手形・完成工事未収入金等のうち、契約資産の金額 | |
| 完成工事未収入金等 | 10,299百万円 |
| 5. 未成工事受入金はすべて契約負債であります。 | |

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 18,602千株
2. 剰余金の配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月12日 取締役会	普通株式	214	12.00	2021年3月31日	2021年5月31日

(注) 2021年5月12日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行(信託口)) が保有する当社株式に対する配当金1百万円を含めております。

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
(予定)

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月23日 取締役会	普通株式	利益剰余金	162	9.00	2022年3月31日	2022年6月7日

(注) 2022年5月23日取締役会の決議による配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行(信託口)) が保有する当社株式に対する配当金2百万円を含めております。

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、営業管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・工事未払金等及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、借入金の用途は、主に運転資金又は設備投資に係る資金であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額114百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
資 産			
投資有価証券	47	47	—
負 債			
長期借入金(1年内返済予定を含む)	2,480	2,461	18

資 産

現金預金、受取手形・完成工事未収入金等については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

負 債

支払手形・工事未払金等、電子記録債務、短期借入金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

3. 金融資産の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融資産の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (百 万 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
投 資 有 価 証 券	47	-	-	47

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価 (百 万 円)			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
長 期 借 入 金	-	2,461	-	2,461

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当初債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、福岡県その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む。）を有しております。
当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は148百万円であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
1,285百万円	3,149百万円

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	土木事業	建築事業	不動産 賃貸事業	計		
一定の期間にわたり移転される財	19,649	5,640	－	25,290	－	25,290
一時点で移転される財	1,058	700	－	1,759	－	1,759
顧客との契約から生じる収益	20,708	6,341	－	27,049	－	27,049
その他の収益	－	－	245	245	6	251
外部顧客への収益	20,708	6,341	245	27,294	6	27,301

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、海外事業及び建設資機材のリース等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

①土木事業（まくらぎ製造・販売を除く）及び建築事業

土木事業（まくらぎ製造・販売を除く）及び建築事業は、請負事業であり、顧客との工事請負契約に基づき建設工事を行う義務を負っております。

当該請負工事契約においては、当社グループの義務の履行により資産が創出され又は増価し、資産の創出又は増価に連れて顧客が当該資産を支配することから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積もり方法は、見積原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

ただし、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準によって収益を認識しております。

また、工事請負契約において、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②土木事業（まくらぎ製造・販売）

土木事業の一部においてまくらぎの製造・販売を行っております。まくらぎの製造・販売は、顧客との間で取り交わした注文書、注文請書に基づき、当社の保有する資産（まくらぎ）を引き渡す義務を負っております。

従いまして、当該注文に基づき、当社の保有する資産を顧客に引き渡した一時点で、顧客が当該資産に係る支配を獲得することから、顧客がこれを検収した時点で収益を認識しております。

③不動産賃貸事業

不動産賃貸業は、顧客との間に締結した賃貸借契約に基づき、顧客にサービスを提供する義務を負っております。

従いまして、当該不動産賃貸契約に基づき、前受に受けるべき額を除き、その支払いを受けるべき日において収益を認識しております。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	4,110
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	4,529
契約資産（期首残高）	10,049
契約資産（期末残高）	10,299
契約負債（期首残高）	490
契約負債（期末残高）	850

（注）当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は488百万円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益は、1,048百万円であります。これは、主に追加工事の獲得によるものであります。

②残存履行義務に配分した取引価額

当社グループの未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において42,203百万円であります。当該履行義務は、土木事業・建築事業における工事請負契約に関するものであり、土木事業では期末日後1年以内に50%、その後2年以内に25%、3年以内に15%、4年以内に5%、5年超で5%が収益として認識されると見込んでおります。また、建築事業では期末日後1年以内に75%、その後2年以内に20%、3年以内に5%が収益として認識されると見込んでおります。

【1 株当たり情報に関する注記】

1 株当たり純資産額	553円89銭
1 株当たり当期純利益	43円71銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
なお、当連結会計年度において、「役員向け株式交付信託」の期末株式数は262千株、期中平均株式数は169千株であります。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【企業結合に関する注記】

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 駿河技建株式会社

事業の内容 橋梁等のコンクリート構造物の診断及び補修、補強を主体とした土木工事業、建築工事業

(2) 企業結合を行った主な理由

維持補修・更新分野において、優秀な人材の確保と技術力の強化を進めることによって、更なる事業拡大を図れるため。

(3) 企業結合日

2021年10月4日（株式取得日）

2021年12月31日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

2. 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2022年1月1日から2022年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	700百万円
取得原価		700百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等 88百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんのご金額

481百万円

(2) 発生原因

主として駿河技建株式会社が営む維持補修・更新分野における優秀な人材の確保と技術力の強化を基盤とした事業拡大によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

【その他の注記】

(取締役に対する株式報酬制度)

当社は、当社取締役（社外取締役を除く）の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役に対する株式報酬制度を導入しております。

なお、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても、当社取締役に対するものと同様の株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付されるという株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

また、上記の連結会計年度末の負担見込額については、株式給付引当金として計上しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末151百万円、262千株であります。

株主資本等変動計算書

（ 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで ）

(単位：百万円)

	株 主 資 本						株主資本計 合
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	2,379	1,711	37	1,748	5,542	△364	9,305
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△214		△214
当 期 純 利 益					767		767
自 己 株 式 の 取 得						△83	△83
自 己 株 式 の 処 分			22	22		71	93
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	22	22	553	△11	563
当 期 末 残 高	2,379	1,711	59	1,770	6,095	△376	9,869

	評価・換算差額等		純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当 期 首 残 高	8	8	9,314
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△214
当 期 純 利 益			767
自 己 株 式 の 取 得			△83
自 己 株 式 の 処 分			93
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△3	△3	△3
当 期 変 動 額 合 計	△3	△3	560
当 期 末 残 高	5	5	9,875

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>子会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法</p>
<p>2 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>製品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 未成工事支出金…個別法による原価法 材料貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p>
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>有形固定資産（リース資産を除く）…主として定率法 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物、構築物 7～50年 機械及び装置、車両運搬具、工具器具・備品 2～12年 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法 リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p>
<p>4 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。 (2) 完成工事補償引当金 完成工事等に係る瑕疵担保等責任に備えるため、過去の実績に基づく将来の補償見込額を計上しております。 (3) 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能な工事について、損失見込相当額を個別に見積もり、同額を引当計上しております。 (4) 株式給付引当金 株式交付規程に基づく、当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。</p>

4 引当金の計上基準	<p>(5) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>なお、年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過している場合には、前払年金費用として計上しております。</p>
5 収益及び費用の計上基準	<p>約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結計算書類【収益認識に関する注記】に記載のとおりであります。</p>
6 のれんの償却に関する事項	<p>のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。</p>

【会計方針の変更に関する注記】

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は工事完成基準を適用していた契約のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準によって収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。この結果、従来の方法と比較して、当事業年度の売上高は45百万円、売上原価は39百万円それぞれ増加しておりますが、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び繰越利益剰余金に与える影響は軽微であります。また、繰越利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

(一定の期間にわたり収益を認識する方法における進捗度の見積り)

当事業年度における売上高のうち、一定の期間にわたり収益を認識する方法により計上した売上高は25,071百万円であります。

当社において土木事業及び建築事業における請負工事契約に基づく履行義務は、一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるため、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に応じて一定の期間にわたり収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

履行義務の完了までに発生が見込まれる見積原価については、工事の進捗等により変更が生じる可能性があることから、その見積りを継続的に見直しております。見積原価には不確実性があるため、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(関係会社株式の評価)

当事業年度の貸借対照表に計上した関係会社株式は710百万円であります。

関係会社株式は、実質価額が著しく低下した場合を除き、取得価額で貸借対照表に計上しておりますが、一部の関係会社の取得価額には、今後の事業活動によって期待される将来の超過収益力が含まれておりません。

関係会社の株式取得時に利用した当初の事業計画には、将来の事業環境の予測が含まれており、見積りの不確実性があります。事業環境等に变化があった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

【貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	1,174百万円
土地	3,339百万円
計	4,513百万円

担保に係る債務

短期借入金	3,000百万円
長期借入金	1,600百万円
計	4,600百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 10,876百万円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10百万円
短期金銭債務	69百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上原価	85百万円
販売費及び一般管理費	29百万円
営業取引以外の取引高	1百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 854千株

(注) 当事業年度末の自己株式数には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行(信託口)) が保有する株式262千株を含めておりません。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金(123百万円)、減価償却費(112百万円)、未払費用(99百万円)、長期未払金(19百万円)、減損損失(36百万円)であります。

なお、繰延税金資産から控除された金額(評価性引当額)は317百万円であります。

【関連当事者との取引に関する注記】

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	駿河技建 株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 工事の外注	出向者負担金 受入 (注)1	4	未収入金	2
				工事外注等 (注)2	67	工事未払金	67

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 駿河技建株式会社への出向者の派遣に伴う負担金については、当社の規程に基づき、双方協議のうえ決定しております。

2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、一般の取引先と同様の条件としております。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、連結計算書類「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	556円42銭
1株当たり当期純利益	43円28銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
なお、当事業年度において、「役員向け株式交付信託」の期末株式数は262千株、期中平均株式数は169千株であります。

【企業結合に関する注記】

連結計算書類【企業結合に関する注記】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】

(取締役に対する株式報酬制度)

連結計算書類【その他の注記】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。